

砥部町認知症初期集中支援事業実施要綱

平成29年4月7日

砥部町告示第90号

(趣旨)

第1条 この告示は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする砥部町認知症初期集中支援事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、砥部町とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる場合は、認知症疾患医療センター、病院、診療所等の団体に委託することができる。

(支援対象者)

第3条 事業の支援対象者は、町内に居住し、かつ、在宅で生活する40歳以上の認知症が疑われる者又は認知症の者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 医療サービス又は介護サービスを受けていない者（それらを中断している者を含む。）で、次のいずれかに該当する者
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
 - ウ 適切な介護サービスに結びついていない者
- (2) 医療サービス又は介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

(実施体制)

第4条 町長は、砥部町地域包括支援センターに支援チームを配置するものとする。

2 支援チームは、専門職2名以上及び専門医1名以上の認知症初期集中支援チーム員（以下「チーム員」という。）をもって構成する。

3 専門職は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等の医療保健福祉に関する国家資格を有する者

- (2) 認知症ケア又は在宅ケアの実務経験を3年以上有する者
 - (3) 国が定める認知症初期集中支援チーム員研修を受講し、必要な知識及び技能を習得した者又は研修受講者であるチーム員と当該研修の受講内容を支援チーム内で共有する者（町長がやむを得ないと認めた場合に限る。）
- 4 専門医は、次の各号のいずれかに該当する者から、町長が委任する。
- (1) 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、かつ、国が定める認知症サポート医養成研修（以下「認知症サポート医研修」という。）を受講した医師
 - (2) 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、かつ、今後5年間において認知症サポート医研修を受講する予定のある医師
 - (3) 認知症サポート医研修を受講した医師であって、認知症疾患の診断及び治療に5年以上従事した経験を有し、かつ、認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている医師
- 5 支援チームは、専門医の指導のもと、専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる者又は認知症の者及び家族を訪問することにより、初期の支援を包括的かつ集中的に行い、自立生活のサポートを行うものとする。
- 6 支援チームは、認知症疾患医療センター、かかりつけ医等との連携の確保及び情報の共有を図るものとする。

（任期）

第5条 チーム員の任期は、任命された日から3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のチーム員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第6条 専門医のチーム員会議への出席、家庭訪問等に対し、報酬を支払うものとする。

（事業内容）

第7条 事業内容は次のとおりとする。

- (1) 認知症初期集中支援の実施
 - ア 訪問対象者の把握
 - イ 情報収集及び観察・評価
 - ウ 家庭訪問

- エ 専門医を含めた支援チーム員会議
- オ 支援方針に沿った支援の実施
- カ 関係機関との連携
- キ 初期集中支援終了後のモニタリング

(2) 初期集中支援

(3) チームに関する普及啓発

(検討委員会の設置)

第8条 町長は、支援チームの活動状況を検討するため、医療、保健、福祉等に携わる関係者で構成する認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会の議事は、砥部町地域包括支援センター運営協議会において行うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 事業に従事する者は、正当な理由がなく、職務上知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。